

# 事前環境配慮指針

平成 17 年 7 月 4 日 尼崎市公告第 71 号

## 第 1 章 一般的事項

### 第 1 節 趣旨

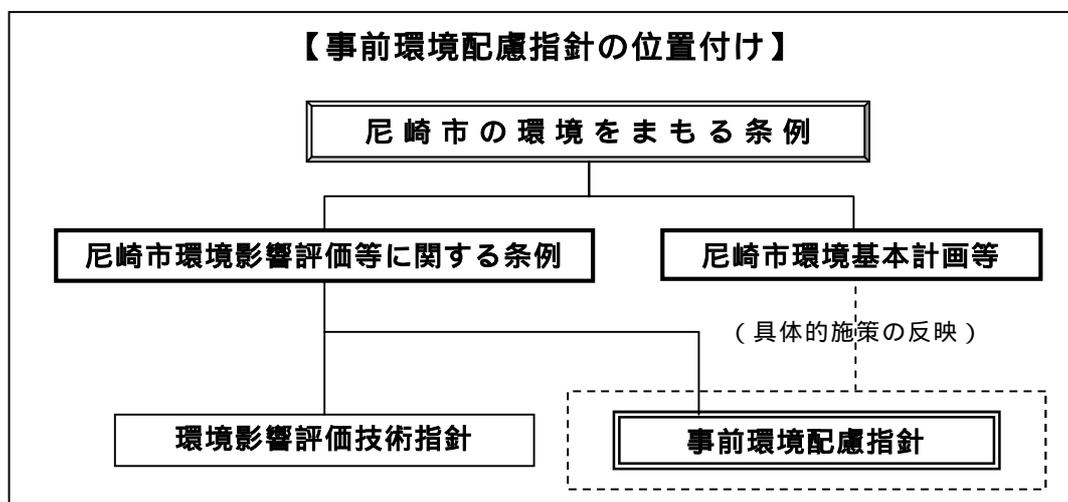
- 1 この事前環境配慮指針は、尼崎市環境影響評価等に関する条例（平成 17 年尼崎市条例第 9 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、条例の対象事業及びこれに関連する事業に係る環境の保全について事前の配慮が適正になされるよう必要な事項を定めるものである。
- 2 この事前環境配慮指針は、事業者（都市計画決定権者を含む。以下同じ。）が、環境影響評価の手续に先立ち、事業の構想、立案の過程など事業計画を柔軟に検討できる段階において、自らの事業の実施による環境への影響をできる限り回避・低減させること、並びに損なわれる良好な環境に対する代償措置及び良好な環境の創造について十分な検討を行うにあたり、環境の保全について配慮すべき事項を示したものである。
- 3 この事前環境配慮指針は、環境の状況の変化及び環境保全技術の進展等に応じ、必要な改定を行うものとする。

### 第 2 節 用語

この事前環境配慮指針で使用する用語は、この事前環境配慮指針に定めるもののほか、条例及び環境影響評価技術指針で使用する用語の例による。

### 第 3 節 位置付け

- 1 事前環境配慮指針の位置付け  
この事前環境配慮指針は、条例に基づくものであり、尼崎市の環境をまもる条例（平成 12 年尼崎市条例第 51 号）第 6 条の規定に基づき策定された尼崎市環境基本計画等の環境に関する計画を基本に、事業者が、環境の保全について事前に配慮すべき事項をまとめたものである。



## 2 事前環境配慮指針の対象とする事業

この事前環境配慮指針は、条例の対象事業及びこれに関連する事業について適用する。なお、この事前環境配慮指針が適用される事業以外の事業についても、当該事業を実施しようとする者は、この事前環境配慮指針の趣旨を理解のうえ、当該事業の特性等を考慮し、この事前環境配慮指針を活用して環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

### 第4節 適用

#### 1 事前環境配慮の実施主体

事前環境配慮を実施する主体は事業者とする。さらに、事業者は、事業の種類、規模、実施計画区域及びその周辺地域の特性等を踏まえ、この事前環境配慮指針に基づき、条例の対象事業及びこれに関連する事業を環境の保全について適切に配慮したものにしなければならない。また、事業者は、事前環境配慮を検討するにあたっては、市と事前に十分協議すること。

#### 2 事前環境配慮の実施時期

事前環境配慮は、事業の構想、立案の過程など事業計画を柔軟に検討できる時期であり、かつ余裕をもって事業計画の見直しが行える時期に実施する。

#### 3 市による助言、指導等

市は、事前環境配慮について、事業者の自主的かつ積極的な取り組みを促進するため、事業者に必要な助言、指導等を行う。

#### 4 事前環境配慮の手順等

(1) 事業者は、事業の種類、規模等を勘案し、当該事業の環境に影響を与える要素を可能な限り把握するとともに、事業計画区域及びその周辺地域について、現地及び既存資料等の調査によりその概況を把握する。

(2) 事業者は、(1)で把握した事項を検討し、この事前環境配慮指針に基づいて環境配慮を検討すべき項目（以下「環境配慮検討項目」という。）を抽出する。

(3) 事業者は、(2)で抽出した環境配慮検討項目について、当該事業における応用可能性を検討し、その可能性、検討すべき時期等を次に掲げる区分に分類整理する。

早い段階において事業計画に反映するもの

事業計画の進捗に応じて検討していくもの

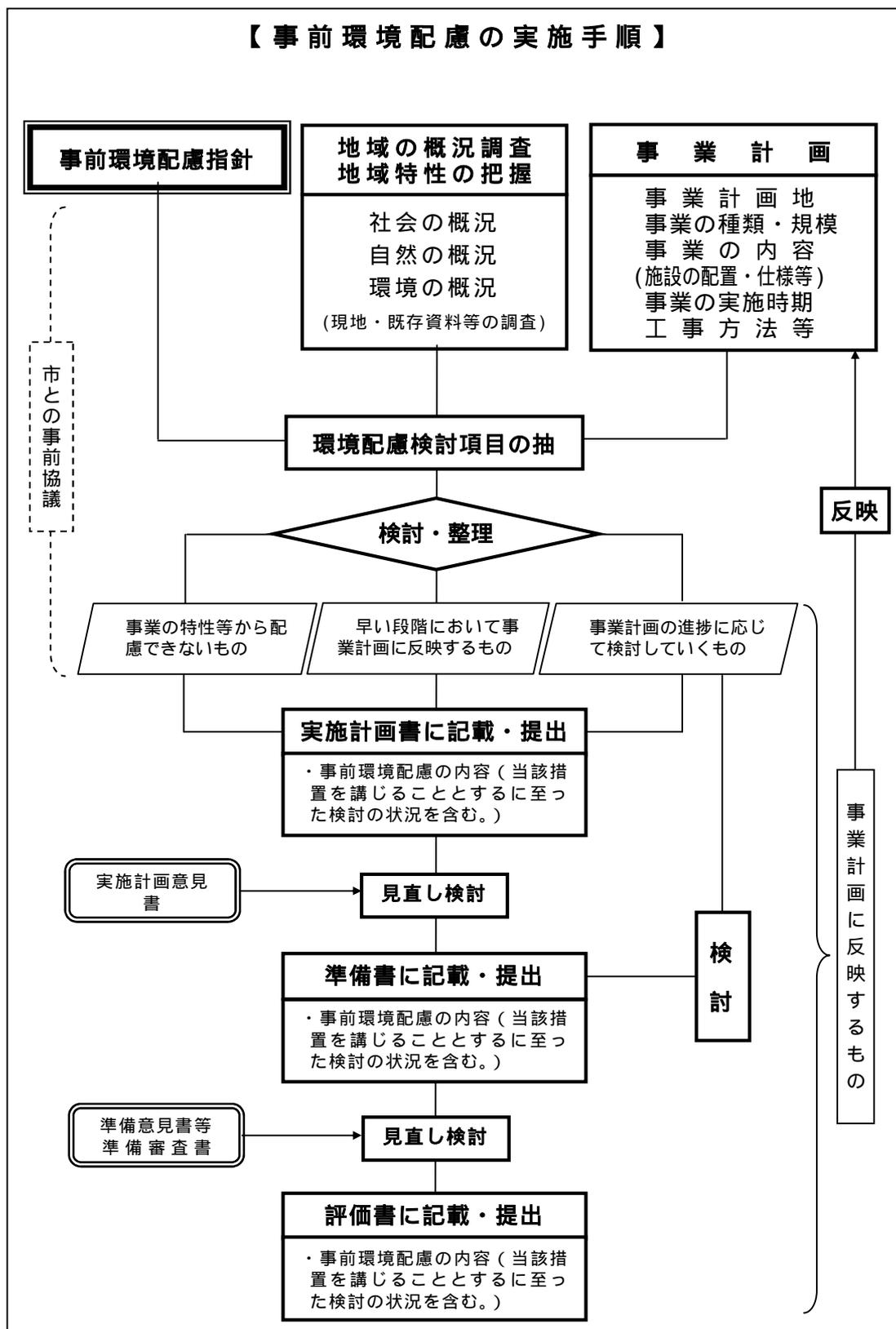
事業の特性等から配慮できないもの

(4) 事業者は、(3) - に整理したものについては、速やかに事業計画に反映するとともに、(3)で整理した事前環境配慮の内容（当該措置を講じることとすに至った検討の状況を含む。以下同じ。）を環境影響評価実施計画書（以下「実施計画書」という。）に記載し、市長に提出する。また、(3) - に整理したものについては、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成するまでの適切な時期に検討を加え、その結果を適宜事業計画に反映する。

(5) 事業者は、実施計画書に記載した事前環境配慮の見直し検討後の内容及び(3) - に整理したものの検討内容を、事前環境配慮の内容として準備書に記載し、市

長に提出する。

- (6) 事業者は、準備書に記載した事前環境配慮の見直し検討後の内容を、事前環境配慮の内容として環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載し、市長に提出する。



## 第2章 事前環境配慮指針

### 第1節 対象とする環境等の要素の範囲

事前環境配慮の対象とする環境等の要素の範囲は、下表を基本とする。

項 目	環 境 等 の 要 素
1 基本的配慮	事業計画地の選定、周辺地域との調和、事業計画区域に係る配慮、建設・解体工事に係る配慮
2 生活環境の保全	大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水質、底質、地下水質、地形・地質、地盤変状、土壌汚染、廃棄物
3 自然環境の保全と創造	植物、動物、生態系
4 地球環境の保全	資源循環、地球温暖化
5 都市環境等の保全と創造	人と自然とのふれあい活動の場、電波障害、日照、風害、ヒートアイランド現象、景観、文化財、都市施設、安全性、その他

### 第2節 事業の区分

この事前環境配慮指針においては、条例に掲げる対象事業について、次のとおり区分する。

事業の区分	対 象 事 業
A 交通系事業	道路の建設、鉄道又は軌道の建設
B 廃棄物・下水系事業	廃棄物処理施設（中間処理施設）の建設、下水道終末処理場の建設
C 面整備系事業	市街地開発事業
D 工業系事業	工場又は事業場の建設、発電所の建設、工業団地の建設
E 住宅・業務・娯楽系事業	建築物の建築、レクリエーション施設の建設
F 埋立て処分系事業	廃棄物処理施設（最終処分場）の建設、公有水面の埋立て

### 第3節 事前環境配慮事項

環境等の要素の区分に応じて、環境の保全に配慮すべき事項（以下「事前環境配慮事項」という。）を次のとおり定める。事業者は、事業を計画するにあたり、事業ごとの特性等を勘案し、事前環境配慮事項から柔軟に環境配慮検討項目を選択する。なお、事業者は、下表の内容にかかわらず、事業及び事業計画区域の特性等から事前に配慮することが望ましいと考える項目については、自主的かつ積極的に計画の中に盛り込んでいくよう努めるものとする。

#### 1 基本的配慮

事前環境配慮事項	事業の区分(記号表記)					
	A	B	C	D	E	F
(1) 事業計画地の選定						
事業計画地の選定及び事業規模等の計画決定にあたっては、尼崎市環境基本計画及びまちづくりに関する各種方針等との整合性を確保すること。						
公共機関等が実施する広域的な事業に係る事業計画地の選定及び事業規模等の計画決定にあたっては、その事業と地域社会等との関係を考慮し、全体として環境影響が少なくかつ効率的なものになるよう配慮すること。						
(2) 周辺地域との調和						
土地利用及び施設配置等の計画策定にあたっては、事業計画区域及びその周辺地域の環境特性を十分に把握したうえ、周辺地域の生活環境及び自然環境にできる限り配慮するとともに、町並み、史跡等の文化的な環境とも調和した計画とすること。						
建築物等の人の居住に係る事業の計画策定にあたっては、事業計画区域周辺の工場・幹線道路等からの局所的な環境影響を考慮し、配置、高さ等を検討するとともに、緩衝緑地帯の設置、遮音構造の採用等により、下層部から上層部に至る居住者等の生活環境に配慮した計画とすること。						
自動車による人又は物の流入を伴う事業の計画策定にあたっては、低公害車の導入、公共交通機関の利用の促進、配送の効率化等により、自動車公害の防止に努め、周辺地域及び市域の環境に配慮した計画とすること。						
(3) 事業計画区域に係る配慮						
事業計画区域の面整備にあたっては、事業計画区域の土地利用及び施設配置等を検討し、土地の改変及び樹木の伐採等が可能な限り少なくなるよう配慮すること。						
(4) 建設・解体工事に係る配慮						
建設・解体工事においては、粉じんの飛散、汚濁水の流出及び騒音・振動の発生防止に努めるとともに、建設系廃棄物・残土の発生抑制、再利用及び適正処理に努めること。						

## 2 生活環境の保全

事前環境配慮事項	事業の区分(記号表記)					
	A	B	C	D	E	F
<b>(1) 大気質</b>						
大気汚染物質の発生施設の設置にあたっては、良質燃料の使用、最新の処理技術の導入等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、汚染物質の排出抑制に努めること。						
大気汚染物質の発生施設の設置にあたっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な施設配置等により、環境の保全に配慮すること。また、近隣に高層住宅等が存在する場合には、上層部等での影響についても十分に配慮すること。						
道路の建設にあたっては、事業計画ルート周辺の生活環境を考慮し、緩衝緑地帯の設置等により、環境の保全に配慮すること。また、近隣に高層住宅等が存在する場合には、上層部等での影響についても十分に配慮すること。						
<b>(2) 騒音、振動及び低周波音</b>	A	B	C	D	E	F
騒音・振動等の発生施設の設置にあたっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な施設配置及び低公害型機器の導入、防音防振対策等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、環境の保全に配慮すること。また、近隣に高層住宅等が存在する場合には、上層部等での影響についても十分に配慮すること。						
道路の建設にあたっては、事業計画ルート周辺の生活環境を考慮し、低騒音舗装、緩衝緑地帯の設置、遮音構造の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、環境の保全に配慮すること。また、近隣に高層住宅等が存在する場合には、上層部等での影響についても十分に配慮すること。						
鉄道又は軌道の建設にあたっては、事業計画ルート周辺の生活環境を考慮し、低騒音型車両の導入、適切な速度による列車運行等により、環境の保全に配慮すること。また、近隣に高層住宅等が存在する場合には、上層部等での影響についても十分に配慮すること。						
<b>(3) 悪臭</b>	A	B	C	D	E	F
悪臭の発生施設の設置にあたっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な施設配置及び原材料の適切な選定、最新の処理技術の導入等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、悪臭の排出抑制に努めること。また、近隣に高層住宅等が存在する場合には、上層部等での影響についても十分に配慮すること。						
<b>(4) 水質及び底質</b>	A	B	C	D	E	F
水質汚濁物質の発生施設の設置にあたっては、発生する汚濁負荷量を可能な限り低減させること。また、公共用水域に排水する場合にあたっては、高度処理技術の導入等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、環境への負荷の低減に努めること。						
<b>(5) 地下水質及び土壌汚染</b>	A	B	C	D	E	F
有害物質を製造又は使用等するにあたっては、浸透防止措置を施す等により、地表面等への飛散・流失の防止に努めること。						
<b>(6) 地形・地質及び地盤変状</b>	A	B	C	D	E	F
地下水の採取及び地下構造物の建設にあたっては、地下水脈への影響の低減に努めること。						
埋立て等にあたっては、周辺との連続性及び河川・海域の流況等に配慮した地形の形成に努めること。						
道路等の建設にあたっては、雨水地下浸透に配慮した構造の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、水循環及び地盤環境の保全に配慮すること。						
<b>(7) 廃棄物</b>	A	B	C	D	E	F
発生する廃棄物の処理にあたっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な分別保管場所を確保するとともに、環境に影響のないよう適正な処理計画に基づき処理すること。						

### 3 自然環境の保全と創造

事前環境配慮事項	事業の区分(記号表記)					
	A	B	C	D	E	F
(1) 植物、動物及び生態系						
事業計画区域での土地の改変にあたっては、事業計画区域及びその周辺における動植物の生息地の保全並びに必要な代償措置の実施に可能な限り配慮すること。さらに、利用可能なスペースについては、可能な限り緑化に努めるとともに、ビオトープづくり等身近な自然環境の創造にも配慮すること。						
整備面積の大きな事業に係る事業計画区域での緑地等の配置については、周辺樹木等との連続性及び地域由来の植生に配慮するとともに、動植物の生息地の積極的な創造にも配慮し、まとまりのある緑地及び水辺の整備に努めること。						
海辺などの護岸の改修等を伴う場合には、浅場及び藻場の創出等により、水生動植物の生育環境及び親水性に配慮した護岸の整備に努めること。						
河川の改修等を伴う場合には、自然素材の活用、瀬及び淵の保全・創造等により、水生動植物の生育環境及び親水性に配慮した河川の整備に努めること。						

### 4 地球環境の保全

事前環境配慮事項	事業の区分(記号表記)					
	A	B	C	D	E	F
(1) 資源循環及び地球温暖化						
原材料及び建築資材の選定にあたっては、再生品の利用等により、資源の循環利用及び熱帯木材の使用削減に努めること。						
エネルギー使用機器類の選定にあたっては、コージェネレーション、廃熱の利用等による熱効率を高めた機器の導入、自然エネルギーの活用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、温室効果ガスの排出抑制及び省資源・省エネルギーに努めること。						
建築物の配置・形状等の検討にあたっては、自然の光及び風の有効利用を図るとともに、断熱構造の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、省エネルギー化に配慮すること。						
給排水設備等の設計にあたっては、節水機器の導入及び循環利用に配慮するとともに、雨水の有効利用にも配慮すること。						
発生する廃棄物の処理にあたっては、その発生抑制に努めるとともに、再利用及び再資源化を技術の進展に応じ積極的に推進すること。						
廃棄物処理施設の建設にあたっては、処理する廃棄物の減量・リサイクルに可能な限り努めること。また、処理工程から発生する廃熱の有効利用、処理後物の再資源化等を技術の進展に応じ積極的に推進すること。						
リサイクル施設の建設にあたっては、技術の進展に応じたより高度な資源循環システムの整備に努めること。						

5 都市環境等の保全と創造

事前環境配慮事項	事業の区分(記号表記)					
(1) 人と自然とのふれあい活動の場	A	B	C	D	E	F
公園・広場・ビオトープその他の整備にあたっては、自然素材及び既存植生を利用するとともに、新たな自然環境を創造するなど、身近な自然環境の保全と創造に配慮すること。						
(2) 電波障害、日照及び風害	A	B	C	D	E	F
建築物・工作物の建設にあたっては、事業計画区域周辺の生活環境及び気象状況を考慮し、電波障害、日照及び風害について、周辺環境への影響の低減に努めること。また、近隣に建築物又は工作物が存在する場合には、それらとの複合的な影響についても配慮すること。						
(3) ヒートアイランド現象	A	B	C	D	E	F
建築物・工作物の建設にあたっては、屋上・外壁の緑化、断熱構造、太陽光発電の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じるとともに、利用可能なスペースについては、可能な限り緑化するなど、ヒートアイランド現象への影響の低減に努めること。						
エネルギー使用機器類の選定及び熱発生施設の設置にあたっては、コージェネレーションの導入、廃熱の利用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、環境への熱放散の低減に努めること。						
道路等の建設にあたっては、保水性に配慮した構造の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、ヒートアイランド現象への影響の低減に努めること。						
(4) 景観及び文化財	A	B	C	D	E	F
建築物・工作物の構造・配置の決定及びデザイン・色彩等の選定にあたっては、周辺景観との調和に配慮するとともに、緑化等により、良好な都市景観の確保に努めること。						
事業計画区域及びその周辺における文化的・歴史的資源並びに視覚的・聴覚的景観の適切な保全に配慮するとともに、それらの創造的視点をもった計画づくりに努めること。						
(5) 都市施設及び安全性その他	A	B	C	D	E	F
集客施設の設置にあたっては、周辺の道路状況及び生活環境を考慮し、施設への適切なアクセス手段の確保等により、混雑及び渋滞の緩和、安全の確保に努めること。						
公共施設及び公共機能と密接に関連する事業については、それらの規模能力等を考慮した適切な計画とすること。						